

広島県告示第二百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
胡麻迫地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

広島市 安佐南区		沼田町	大字	字	地番	標柱番号
		伴		片山	甲七九一六地先水路敷 乙七九一六番	標柱一号 標柱二号
	道具畑			片山	一三七番一 七九一九番二	標柱三号及び四号 標柱五号
				片山	七九〇七番一	標柱六号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
松原一九九地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを平成二十四年一月二十六日広島県告示第八十五号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って順次結んだ線、標柱三号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱四号及び三号と同一とし、標柱三号は告示で指定した標柱二号と三号を結んだ線上に存する。

山県郡	安芸太田町	中筒賀	轟平	地番	標柱番号
郡市・区	町	大字	字		
				二五六番四 二五六番一 二五八番一	標柱一号 標柱二号、四号、五号 及び六号 標柱三号